別紙3

# 赤平市の給与・定員管理等について

## 1　総括

### ⑴　人件費の状況（普通会計決算）

| 区　分 | 住民基本台帳人口（令和3年1月1日） | 歳　出　額 A | 実　質　収　支 | 人　件　費 B | 人　件　費　率 B／A | (参考) 元年度の人件費率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2年度 | 人 9,642 | 千円 11,179,880 | 千円 483,365 | 千円 1,395,313 | % 12.5 | % 13.0 |

### ⑵　職員給与費の状況（普通会計決算）

| 区　分 | 職員数 A | 給与費 給　料 | 職員手当 | 期末･勤勉手当 | 計　B |
|---|---|---|---|---|---|
| 2年度 | 人 132 | 千円 520,806 | 千円 72,640 | 千円 224,407 | 千円 817,853 |

| (参考)一人当たり給与費 B/A | (参考)類似団体平均一人当たり給与費 |
|---|---|
| 千円 6,196 | 千円 5,800 |

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数は，令和２年４月１日現在の人数である。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### ⑶　ラスパイレス指数の状況

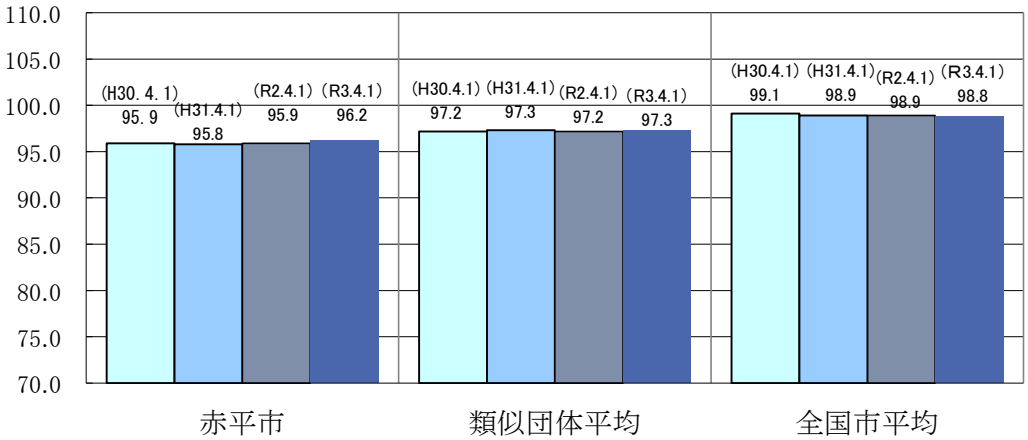


（注）1　ラスパイレス指数とは，全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため，国の職員数（構成）を用いて，学歴や経験年数の差による影響を補正し，国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
2　（　）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
3　類似団体平均とは，人口規模，産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和３年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①～③該当なし

### ⑷　給与改定の状況

人事委員会の設置をしていないため記載なし。

### ⑸　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

・給料表の見直し
【（実施）　未実施　】

（給料表の改定実施時期）　平成27年4月1日
（内　容）　一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。
激変緩和措置のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を設定。

## ２　職員の平均給与月額，初任給等の状況

### ⑴　職員の平均年齢，平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和３年４月１日現在）

① 一般行政職

| 区　分 | 平 均 年 齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額（国ベース） |
|---|---|---|---|---|
| 赤平市 | 45.4　歳 | 310,543　円 | 351,944　円 | 334,629　円 |
| 北海道 | 42.9　歳 | 319,400　円 | 388,468　円 | 361,537　円 |
| 国 | 43.0　歳 | 325,827　円 | ― | 407,153　円 |
| 類似団体 | 42.3　歳 | 312,617　円 | 367,393　円 | 338,564　円 |

② 教育職

| 区　分 | 平 均 年 齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|---|---|---|---|
| 赤平市 | 46.8　歳 | 334,280　円 | 354,108　円 |
| 北海道 | 44.3　歳 | 371,100　円 | 421,621　円 |
| 類似団体 | 39.3　歳 | 287,623　円 | 310,645　円 |

③ 看護・保健職

| 区　分 | 平 均 年 齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額（国ベース） |
|---|---|---|---|---|
| 赤平市 | 49.5　歳 | 313,613　円 | 373,388　円 | 348,700　円 |
| 北海道 | ― | ― | ― | ― |
| 国 | 47.6　歳 | 319,112　円 | ― | 357,517　円 |
| 類似団体 | 42.0　歳 | 304,862　円 | 374,045　円 | 320,540　円 |

（注）１　「平均給料月額」とは，令和３年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは，給料月額と毎月支払われる扶養手当，地域手当，住居手当，時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり，地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また，「平均給与月額（国比較ベース）」は，比較のため，国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### ⑵　職員の初任給の状況（令和３年４月１日現在）

| 区　分 | | 赤平市 | 北海道 | 国 |
|---|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 182,200　円 | 182,200　円 | 182,200　円 |
| | 高 校 卒 | 150,600　円 | 150,600　円 | 150,600　円 |
| 教育職 | 大 学 卒 | 182,200　円 | － | － |
| | 短 大 卒 | 163,100　円 | － | － |
| 看護師 | 短大3年 | 200,700　円 | － | － |

⑶　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和３年４月１日現在）

| 区　分 | | 経験年数10年 | 経験年数20年 | 経験年数25年 | 経験年数30年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 250,200 円 | — 円 | 382,900 円 | 388,600 円 |
| | 高 校 卒 | — 円 | — 円 | 322,600 円 | 379,300 円 |
| 教育職 | 大 学 卒 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 |
| | 高 校 卒 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 |
| 看護･保健職 | 大 学 卒 | — 円 | — 円 | — 円 | 375,900 円 |
| | 高 校 卒 | — 円 | — 円 | 336,750 円 | — 円 |

## ３　一般行政職の級別職員数等の状況

⑴　一般行政職の級別職員数の状況（令和３年４月１日現在）

| 区　分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | 1号俸の給料月額 | 最高号俸の給料月額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1　級 | 事務補，技師補 | 人 9 | % 7.6 | 円 146,100 | 円 247,600 |
| 2　級 | 主事，技師 | 人 27 | % 22.7 | 円 195,500 | 円 304,200 |
| 3　級 | 係長，主査，主任主事 | 人 19 | % 16.0 | 円 231,500 | 円 350,000 |
| 4　級 | 係長，主査，主任主事 | 人 20 | % 16.8 | 円 264,200 | 円 381,000 |
| 5　級 | 主幹 | 人 29 | % 24.4 | 円 289,700 | 円 393,000 |
| 6　級 | 課長，参事 | 人 15 | % 12.6 | 円 319,200 | 円 410,200 |

（注）１　赤平市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは，それぞれの級に該当する代表的な職務である。

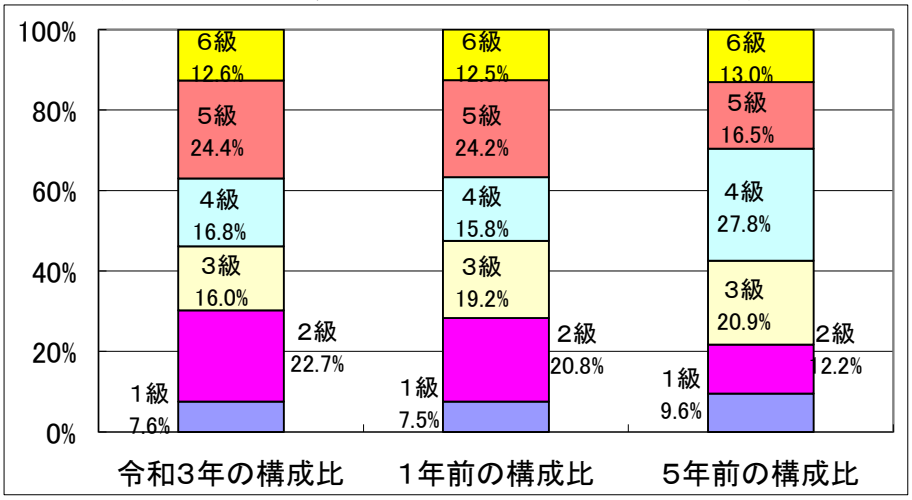


（注）平成１９年７月より８級制から６級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

⑵　国との給料表カーブ比較（行政職（一））（令和３年４月１日現在）

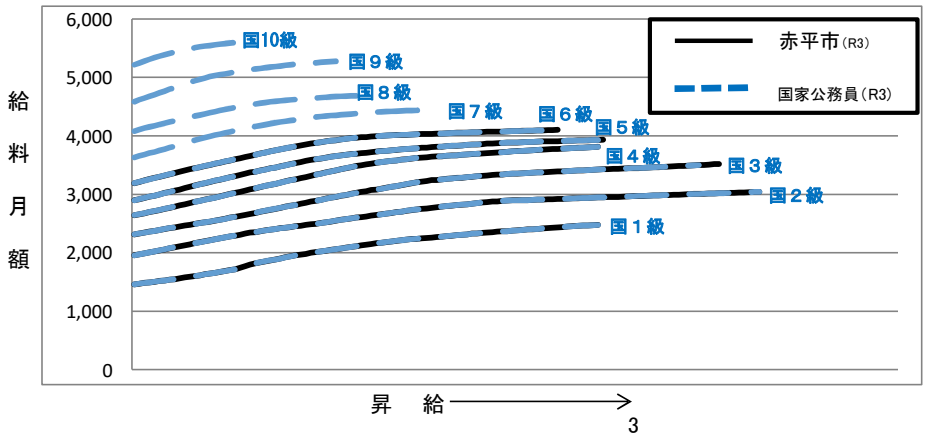

### ⑶　昇給への勤務成績の反映状況

| 令和３年４月２日から令和４年４月１日までにおける適用 | 赤平市 | | 国 | |
|---|---|---|---|---|
| | 管理職員 | 一般職員 | 特定管理職員 | 一般職員 |
| イ　人事評価を実施した | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 標準に加え、上位及び下位の区分も適用 | | | ○ | ○ |
| 標準に加え、上位の区分も適用 | | | | |
| 標準に加え、下位の区分も適用 | | | | |
| 標準の区分のみ適用 | | | | |
| ロ　人事評価を実施していない | | | | |

## ４　職員の手当の状況

### ⑴　期末手当・勤勉手当

| 赤平市 | 北海道 | 国 |
|---|---|---|
| 1人当たり平均支給額(2年度)<br>1,751　千円 | 1人当たり平均支給額(2年度)<br>1,648　千円 | ― |
| (2年度支給割合)<br>期末手当　勤勉手当<br>2.55　月分　1.90　月分<br>(　1.45　)月分　(　0.90　)月分 | (2年度支給割合)<br>期末手当　勤勉手当<br>2.55　月分　1.90　月分<br>(　1.45　)月分　(　0.90　)月分 | (2年度支給割合)<br>期末手当　勤勉手当<br>2.55　月分　1.90　月分<br>(　1.45　)月分　(　0.90　)月分 |
| (加算措置の状況)<br>職制上の段階，職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～15 % | (加算措置の状況)<br>職制上の段階，職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～20 %<br>・管理職加算　10～25 % | (加算措置の状況)<br>職制上の段階，職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～20 %<br>・管理職加算　10～25 % |

（注）　(　　) 内は，再任用職員に係る支給割合である。

### ○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

| 令和３年度中における適用 | 赤平市 | | 国 | |
|---|---|---|---|---|
| | 管理職員 | 一般職員 | 特定管理職員 | 一般職員 |
| イ　人事評価を実施した | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 標準に加え、上位及び下位の区分も適用 | | | ○ | ○ |
| 標準に加え、上位の区分も適用 | | | | |
| 標準に加え、下位の区分も適用 | | | | |
| 標準の区分のみ適用 | | | | |
| ロ　人事評価を実施していない | | | | |

### ⑵　退職手当（令和３年４月１日現在）

| 赤平市 | | | 国 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (支給率) | 自己都合 | 勧奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 応募認定・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 | 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 | 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 | 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 |
| 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 | 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置<br>(2%～30%加算) | | その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置<br>(2%～45%加算) | |
| 1人当たり平均支給額 | | | | | |
| ・自己都合 | 0 千円 | | | | |
| ・勧奨・定年 | 20,602 千円 | | | | |

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は，令和２年度に退職した職員に支給された平均額である。

### ⑶　地域手当

該当なし

### ⑷　特殊勤務手当（令和３年４月１日現在）

| | |
|---|---|
| 支給実績(2年度決算) | 62,105　千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算) | 940,978　円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度) | 26.7　% |
| 手当の種類(手当数) | 16 |

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
|---|---|---|---|
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | あかびら市立病院に勤務する医師 | あかびら市立病院に勤務する医師に対するもの | 月額600,000円以内 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 兼務して従事する医師(内科医) | 人工透析に従事する医師に対するもの | 日額15,000円 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 放射線室，検査室等に勤務する職員 | 放射線室及び検査室に勤務する職員 | 月額4,000円 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 放射線室，検査室等に勤務する職員 | 透視のための放射線室に勤務する職員及び人工透析のため透析室に勤務する職員に対するもの | 日額250円 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 病棟において深夜看護等の業務に従事する看護師，准看護師及びこれに準ずる職員 | 深夜勤務が深夜の全部を含む勤務の場合 | 1回7,300円 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 病棟において深夜看護等の業務に従事する看護師，准看護師及びこれに準ずる職員 | 深夜勤務が4時間以上の場合 | 1回3,550円 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 病棟において深夜看護等の業務に従事する看護師，准看護師及びこれに準ずる職員 | 深夜勤務が2時間以上4時間未満の場合 | 1回3,100円 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 病棟において深夜看護等の業務に従事する看護師，准看護師及びこれに準ずる職員 | 深夜勤務が2時間未満の場合 | 1回2,150円 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | あかびら市立病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外) | 自宅待機午前8時から午後4時30分までの場合に対するもの | 日額6,000円以内 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | あかびら市立病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外) | 自宅待機正午から午後4時30分までの場合に対するもの | 日額3,000円以内 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | あかびら市立病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外) | 自宅待機午後4時30分から翌日午前8時までの場合に対するもの | 日額6,000円以内 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | あかびら市立病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外) | 職場待機午前8時から正午までの場合に対するもの | 日額6,000円以内 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 薬剤師，臨床検査技師，診療放射線技師，助産師，看護師，准看護師 | 待機期間中に救急患者に対応するため呼出しを受け，正規の勤務時間以外の時間に業務に従事 | 1回1,240円 |
| 保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当 | 医師，看護師及び准看護師 | 感染症，結核予防及び乳幼児健診に従事 | 日額1,000円以内 |
| 社会福祉に関する業務に従事する職員の特勤 | 生活保護法に定める現業事務に従事する職員 | 生活保護法に定める現業事務 | 月額4,000円 |
| その他特殊な業務等に従事する職員の特勤 | 市長が指定する職員 | | 予算の範囲内 |

### ⑸　時間外勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績（令和２年度決算） | 34,951　千円 |
| 職員１人当たり平均支給年額（令和２年度決算） | 271　千円 |
| 支給実績（令和元年度決算） | 36,939　千円 |
| 職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算） | 637　千円 |

⑹　その他の手当（令和３年４月１日現在）

| 手　当　名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績（令和2年度決算） | 支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算） |
|---|---|---|---|---|---|
| 扶養手当 | ①子　月額　10,000円<br>※16歳から22歳までの子(特定扶養親族)5,000円加算<br>②その他の親族　月額6,500円 | 同じ | | 21,504　千円 | 241,618　円 |
| 住居手当 | 借家(家賃12,000円を越える職員が対象)は，家賃の額に応じて27,000円を限度に支給。<br>ただし，市外居住者については支給しない。 | 異なる | 市外居住者は未支給<br>限度額が異なる(国は28,000円) | 12,557　千円 | 256,263　円 |
| 通勤手当 | 通勤距離2km以上の職員に限る。交通機関利用者は，55,000円を限度に支給。自動車等を使用している職員は通勤距離に応じ2km～5km未満は2,000円を支給，5km以上は4,200円を支給。 | 異なる | 自動車等を使用している職員は2km～5km未満2,000円と5km以上4,200円の2区分のみ | 3,987　千円 | 43,333　円 |
| 管理職手当 | 課長及び課長相当職8%<br>主幹職6% | 異なる | 支給率 | 29,984　千円 | 410,742　円 |
| 休日勤務手当 | 職員が休日等において勤務することを命ぜられた職員には，勤務した全時間に対して勤務1時間につき1時間当たりの給料額に100分の135を乗じて得た額 | 同じ | | 1,240　千円 | 248,086　円 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務として午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員には，その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき1時間当たりの給料額に100分の25を乗じ得た額 | 同じ | | 7,498　千円 | 258,536　円 |
| 宿日直手当 | 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に，勤務1回につき4,400円～30,000円の範囲で区分に応じ支給。 | － | | 10,915　千円 | 779,626　円 |
| 寒冷地手当 | 基準日に在職する職員に，11月から翌年3月まで支給。扶養親族のある世帯主26,380円/月，扶養親族のない世帯主14,580円/月，その他10,340円/月 | 同じ | | 20,927　千円 | 93,422　円 |

## ５　特別職の報酬等の状況（令和３年４月１日現在）

| 区分 | | 給料月額等 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | (参考)類似団体における最高／最低額 | |
| 給料報酬 | 市長 | 774,000 円<br>( 860,000 円 ) | 950,000 円／ | 592,800 円 |
| | 副市長 | 645,840 円<br>( 702,000 円 ) | 781,000 円／ | 522,400 円 |
| | 議長 | 350,000 円 | 510,000 円／ | 310,000 円 |
| | 副議長 | 305,000 円 | 455,000 円／ | 280,000 円 |
| | 議員 | 283,000 円 | 430,000 円／ | 260,000 円 |
| 期末手当 | 市長<br>副市長 | （令和2年度支給割合）<br>4.45 月分 | | |
| | 議長<br>副議長<br>議員 | （令和2年度支給割合）<br>4.45 月分 | | |
| 退職手当 | | （算定方式） | （1期の手当額） | （支給時期） |
| | 市長 | 給料月額×5.126月×在職年数 | | 任期ごとに支給 |
| | 副市長 | 給料月額×3.234月×在職年数 | | 任期ごとに支給 |
| | 備考 | | | |

（注）１　給料及び報酬の（　）内は，減額措置を行う前の金額である。
２　退職手当の「１期の手当額」は，４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき，１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## ６　職員数の状況

### ⑴　部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

| 部門 | | 区分 | 職員数 令和2年 | 職員数 令和3年 | 対前年増減数 | 主な増減理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 議会 | 3 | 3 | 0 | |
| | | 総務 | 34 | 32 | △ 2 | 部門間異動 |
| | | 税務 | 9 | 9 | 0 | |
| | | 民生 | 32 | 32 | 0 | |
| | | 衛生 | 8 | 8 | 0 | |
| | | 労働 | 3 | 3 | 0 | |
| | | 農林水産 | 8 | 8 | 0 | |
| | | 商工 | 3 | 3 | 0 | |
| | | 土木 | 14 | 14 | 0 | |
| | | 計 | 114 | 112 | △ 2 | ＜参考＞<br>人口1万人当たり職員数　117.032　人<br>(類似団体の人口1万人当たり職員数　74.95　人) |
| | 教育部門 | | 18 | 19 | 1 | 部門間異動 |
| | 小計 | | 132 | 131 | △ 1 | ＜参考＞<br>人口1万人当たり職員数　136.886　人<br>(類似団体の人口1万人当たり職員数　94.50　人) |
| 公営企業等会計部門 | 病院 | | 91 | 88 | △ 3 | 退職不補充 |
| | 水道 | | 5 | 5 | 0 | |
| | 下水道 | | 4 | 4 | 0 | |
| | その他 | | 15 | 14 | △ 1 | 部門間異動 |
| | 小計 | | 115 | 111 | △ 4 | |
| 合計 | | | 247<br>[ 562 ] | 242<br>[ 562 ] | △ 5<br>[ 0 ] | ＜参考＞<br>人口1万人当たり職員数　252.874　人 |

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は，条例定数の合計である。

### ⑵　年齢別職員構成の状況（令和３年４月１日現在）

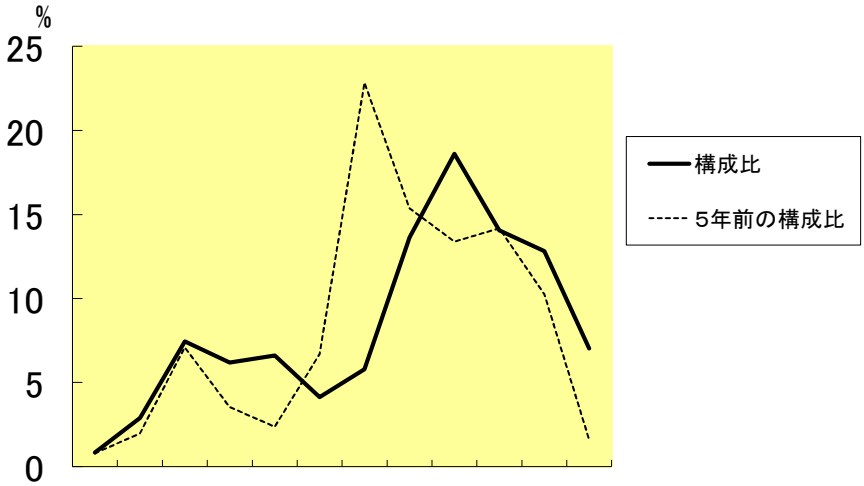


| 区分 | 20歳未満 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 職員数 | 人<br>2 | 人<br>7 | 人<br>18 | 人<br>15 | 人<br>16 | 人<br>10 | 人<br>14 | 人<br>33 | 人<br>45 | 人<br>34 | 人<br>31 | 人<br>17 | 人<br>242 |

### ⑶　職員数の推移

（単位：人・%）

| 区分<br>部門 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年 | 令和3年 | 過去5年間の増減数（率） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政 | 109 | 111 | 112 | 111 | 114 | 112 | 3　（　2.8　） |
| 教　育 | 15 | 17 | 18 | 18 | 18 | 19 | 4　（　26.7　） |
| 普通会計　計 | 124 | 128 | 130 | 129 | 132 | 131 | 7　（　5.6　） |
| 公営企業等会計　計 | 130 | 124 | 121 | 117 | 115 | 111 | △ 19　（ △ 14.6 ） |
| 総合計 | 254 | 252 | 251 | 246 | 247 | 242 | △ 12　（ △ 4.7 ） |

（注）　各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

## 7　公営企業職員の状況

### ⑴　水道事業

#### ①　職員給与費の状況

ア　決算

| 区　分 | 総費用<br>A | 純損益又は<br>実質収支 | 職員給与費<br>B | 総費用に占める<br>職員給与費比率<br>B／A | (参考)<br>元年度の総費用に占<br>める職員給与費比率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2年度 | 千円<br>307,665 | 千円<br>6,586 | 千円<br>32,135 | %<br>10.4 | %<br>11.3 |

| 区　分 | 職員数<br>A | 給　与　費 | | | | 一人当たり<br>給与費　B/A |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給　料 | 職員手当 | 期末･勤勉手当 | 計　B | |
| 2年度 | 人<br>4 | 千円<br>15,839 | 千円<br>2,206 | 千円<br>6,201 | 千円<br>24,246 | 千円<br>6,062 |

| (参考)赤平市平均<br>一人当たり給与費 |
|---|
| 千円<br>6,196 |

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数は，令和３年３月３１日現在の人数である。

イ　特記事項

**○ 期末手当･勤勉手当の職務加算～課長等(6級)15%、主幹･係長･主任主事(5級4級)10%、係長･主任主事(3級)5%**

#### ②　職員の基本給，平均月収額及び平均年齢の状況（令和３年４月１日現在）

| 区　分 | 平 均 年 齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---|---|---|---|
| 赤平市水道事業 | 41.0　歳 | 337,725　円 | 472,366　円 |
| 団 体 平 均 | 45.3　歳 | 335,096　円 | 502,816　円 |

（注）平均月収額には，期末・勤勉手当等を含む。

#### ③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

| 赤平市水道事業 | 赤平市（一般行政職･団体平均等） |
|---|---|
| 1人当たり平均支給額(2年度)<br>1,240　千円 | 1人当たり平均支給額(2年度)<br>1,751　千円 |
| (2年度支給割合)<br>期末手当　2.55　月分<br>(　1.45　)月分<br>勤勉手当　1.90　月分<br>(　0.90　)月分 | (2年度支給割合)<br>期末手当　2.55　月分<br>(　1.45　)月分<br>勤勉手当　1.90　月分<br>(　0.90　)月分 |
| (加算措置の状況)<br>職制上の段階，職務の級等による加算措置<br>･役職加算　5～15 % | (加算措置の状況)<br>職制上の段階，職務の級等による加算措置<br>･役職加算　5～15 % |

（注）(　)内は，再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和３年４月１日現在）

| 赤平市水道事業 | | | 赤平市（一般行政職･団体平均等） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (支給率) | 自己都合 | 勧奨･定年 | (支給率) | 自己都合 | 勧奨･定年 |
| 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 | 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 | 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 | 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 |
| 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 | 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置<br>(2%～30%加算) | | その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置<br>(2%～30%加算) | |
| 1人当たり平均支給額 | | | 1人当たり平均支給額 | | |
| ･自己都合 | 0 千円 | | ･自己都合 | 0 千円 | |
| ･勧奨･定年 | 0 千円 | | ･勧奨･定年 | 20,602 千円 | |

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は，２年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当

該当なし

エ　特殊勤務手当（令和３年４月１日現在）

該当なし

オ　時間外勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績（令和２年度決算） | 589 千円 |
| 職員１人当たり平均支給年額（令和２年度決算） | 118 千円 |
| 支給実績（令和元年度決算） | 958 千円 |
| 職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算） | 160 千円 |

カ　その他の手当（令和３年４月１日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績（令和2年度決算） | 支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算） |
|---|---|---|---|---|---|
| 扶養手当 | ①子　月額　10,000円<br>※16歳から22歳までの子（特定扶養親族）5,000円加算<br>②その他の親族　月額6,500円 | 同じ | 無し | 477　千円 | 238,500　円 |
| 住居手当 | 借家（家賃12,000円を越える職員が対象）は，家賃の額に応じて27,000円を限度に支給。<br>ただし，市外居住者については支給しない。 | 同じ | 無し | 294　千円 | 294,000　円 |
| 通勤手当 | 通勤距離2km以上の職員に限る。交通機関利用者は，55,000円を限度に支給。自動車等を使用している職員は通勤距離に応じ2km～5km未満は2,000円を支給，5km以上は4,200円を支給。 | 同じ | 無し | 0　千円 | 0　円 |
| 管理職手当 | 課長及び課長相当職8%<br>主幹職6% | 同じ | 無し | 474　千円 | 157,884　円 |
| 寒冷地手当 | 基準日に在職する職員に，11月から翌年3月まで支給。扶養親族のある世帯主26,380円/月，扶養親族のない世帯主14,580円/月，その他10,340円/月 | 同じ | 無し | 329　千円 | 65,880　円 |
| 休日勤務手当 | 職員が休日等において勤務することを命ぜられた職員には，勤務した全時間に対して勤務1時間につき1時間当たりの給料額に100分の135を乗じて得た額 | 同じ | 無し | 23　千円 | 7,729　円 |

(2) **病院事業**

**① 職員給与費の状況**

ア　決算

| 区　分 | 総費用<br>A | 純損益又は<br>実質収支 | 職員給与費<br>B | 総費用に占める<br>職員給与費比率<br>B／A | (参考)<br>元年度の総費用に占<br>める職員給与費比率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2年度 | 千円<br>2,259,469 | 千円<br>305,882 | 千円<br>1,063,177 | %<br>47.1 | %<br>38.2 |

| 区　分 | 職員数<br>A | 給　料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計　B | 一人当たり<br>給与費　B/A |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2年度 | 人<br>88 | 千円<br>410,294 | 千円<br>133,723 | 千円<br>163,826 | 千円<br>707,843 | 千円<br>8,044 |

| (参考)赤平市平均<br>一人当たり給与費 |
|---|
| 千円<br>6,196 |

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数は，令和３年３月３１日現在の人数である。

イ　特記事項

**○ 期末手当・勤勉手当の職務加算～課長等(6級)15%、主幹・係長・主任主事(行政職5級4級、医療職(2)5級、医療職(3)5級4級)10%、係長・主任主事(行政職3級、医療職(2)2級※・3級、医療職(3)2級※・3級)5%**
**※医療職給料表(2)(3)については、在職14年を経過した者**

**② 職員の基本給，平均月収額及び平均年齢の状況（令和３年４月１日現在）**

| 区　分 | 平 均 年 齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---|---|---|---|
| 医師 | 59.4　歳 | 916,280　円 | 1,840,721　円 |
| 看護師 | 49.8　歳 | 326,487　円 | 513,410　円 |
| 医療技術職 | 42.3　歳 | 291,037　円 | 431,980　円 |
| 一般行政職 | 45.2　歳 | 322,463　円 | 460,617　円 |
| 団 体 平 均 | 42.4　歳 | 327,821　円 | 579,615　円 |

（注）平均月収額には，期末・勤勉手当等を含む。

**③ 職員の手当の状況**

ア　期末手当・勤勉手当

| 赤平市病院事業 | 赤平市（一般行政職・団体平均等） |
|---|---|
| 1人当たり平均支給額(2年度)<br>1,762　千円 | 1人当たり平均支給額(2年度)<br>1,751　千円 |
| (2年度支給割合)<br>期末手当　2.55　月分<br>(　1.45　)月分<br>勤勉手当　1.90　月分<br>(　0.90　)月分 | (2年度支給割合)<br>期末手当　2.55　月分<br>(　1.45　)月分<br>勤勉手当　1.90　月分<br>(　0.90　)月分 |
| (加算措置の状況)<br>職制上の段階，職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～15 % | (加算措置の状況)<br>職制上の段階，職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～15 % |

（注）(　)内は，再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和３年４月１日現在）

| 赤平市病院事業 | | | 赤平市（一般行政職・団体平均等） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (支給率) | 自己都合 | 勧奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勧奨・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695　月分 | 24.586875　月分 | 勤続20年 | 19.6695　月分 | 24.586875　月分 |
| 勤続25年 | 28.0395　月分 | 33.27075　月分 | 勤続25年 | 28.0395　月分 | 33.27075　月分 |
| 勤続35年 | 39.7575　月分 | 47.709　月分 | 勤続35年 | 39.7575　月分 | 47.709　月分 |
| 最高限度額 | 47.709　月分 | 47.709　月分 | 最高限度額 | 47.709　月分 | 47.709　月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置<br>(2%～30%加算) | | その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置<br>(2%～30%加算) | |
| 1人当たり平均支給額 | | | 1人当たり平均支給額 | | |
| ・自己都合 | 5,844 千円 | | ・自己都合 | 0 千円 | |
| ・勧奨・定年 | 23,566 千円 | | ・勧奨・定年 | 20,602 千円 | |

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は，２年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当

該当なし

エ　特殊勤務手当（令和３年４月１日現在）

| | |
|---|---|
| 支給実績(2年度決算) | 61,913　千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算) | 825,501　円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度) | 85.2　% |
| 手当の種類(手当数) | 14 |

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績(2年度決算) | 左記職員に対する支給単価 |
|---|---|---|---|---|
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | あかびら市立病院に勤務する医師 | あかびら市立病院に勤務する医師に対するもの | 37,553千円 | 月額600,000円以内 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 兼務して従事する医師(内科医) | 人工透析に従事する医師に対するもの | 4,875千円 | 日額15,000円 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 放射線室，検査室等に勤務する職員 | 放射線室及び検査室に勤務する職員 | 332千円 | 月額4,000円 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 放射線室，検査室等に勤務する職員 | 透視のための放射線室に勤務する職員及び人工透析のため透析室に勤務する職員に対するもの | 571千円 | 日額250円 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 病棟において深夜看護等の業務に従事する看護師，准看護師及びこれに準ずる職員 | 深夜勤務が深夜の全部を含む勤務の場合 | 14,279千円 | 1回7,300円 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 病棟において深夜看護等の業務に従事する看護師，准看護師及びこれに準ずる職員 | 深夜勤務が4時間以上の場合 | 0千円 | 1回3,550円 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 病棟において深夜看護等の業務に従事する看護師，准看護師及びこれに準ずる職員 | 深夜勤務が2時間以上4時間未満の場合 | 0千円 | 1回3,100円 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 病棟において深夜看護等の業務に従事する看護師，准看護師及びこれに準ずる職員 | 深夜勤務が2時間未満の場合 | 0千円 | 1回2,150円 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | あかびら市立病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外) | 自宅待機午前8時から午後4時30分までの場合に対するもの | 0千円 | 日額6,000円以内 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | あかびら市立病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外) | 自宅待機正午から午後4時30分までの場合に対するもの | 362千円 | 日額3,000円以内 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | あかびら市立病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外) | 自宅待機午後4時30分から翌日午前8時までの場合に対するもの | 725千円 | 日額6,000円以内 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | あかびら市立病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外) | 職場待機午前8時から正午までの場合に対するもの | 724千円 | 日額6,000円以内 |
| 病院等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 薬剤師，臨床検査技師，診療放射線技師，助産師，看護師，准看護師 | 待機期間中に救急患者に対応するため呼出しを受け，正規の勤務時間以外の時間に業務に従事 | 130千円 | 1回1,240円 |
| その他特殊な業務等に従事する職員の特殊勤務手当 | 市長が指定する職員 | | 2,382千円 | 予算の範囲内において市長が別に定める額 |

オ　時間外勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績（令和２年度決算） | 14,939　千円 |
| 職員１人当たり平均支給年額（令和２年度決算） | 223　千円 |
| 支給実績（令和元年度決算） | 13,320　千円 |
| 職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算） | 182　千円 |

カ　その他の手当（令和３年４月１日現在）

| 手　当　名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績（令和2年度決算） | 支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算） |
|---|---|---|---|---|---|
| 扶養手当 | ①子　月額　10,000円<br>※16歳から22歳までの子(特定扶養親族)5,000円加算<br>②その他の親族　月額6,500円 | 同じ | 無し | 8,441　千円 | 228,148　円 |
| 住居手当 | 借家(家賃12,000円を越える職員が対象)は，家賃の額に応じて27,000円を限度に支給。<br>ただし，市外居住者については支給しない。 | 同じ | 無し | 2,470　千円 | 247,000　円 |
| 通勤手当 | 通勤距離2km以上の職員に限る。交通機関利用者は，55,000円を限度に支給。自動車等を使用している職員は通勤距離に応じ2km～5km未満は2,000円を支給，5km以上は4,200円を支給。 | 同じ | 無し | 1,894　千円 | 38,649　円 |
| 管理職手当 | 院長15%<br>副院長13%<br>診療部長11%<br>課長及び課長相当職8%<br>主幹職6% | 同じ | 無し | 14,716　千円 | 566,000　円 |
| 寒冷地手当 | 基準日に在職する職員に，11月から翌年3月まで支給。扶養親族のある世帯主26,380円/月，扶養親族のない世帯主14,580円/月，その他10,340円/月 | 同じ | 無し | 7,597　千円 | 88,336　円 |
| 休日勤務手当 | 職員が休日等において勤務することを命ぜられた職員には，勤務した全時間に対して勤務1時間につき1時間当たりの給料額に100分の135を乗じて得た額 | 同じ | 無し | 990　千円 | 39,619　円 |
| 宿日直手当 | 市立病院以外の宿日直4,400円ただし年末年始の勤務を要しない期間の宿日直5,700円<br>医師の宿日直30,000円休日夜間の救急当番時1時間5300円以内年末年始の市長が認める期間7,700円／時<br>看護師の宿日直7,400円/日年末年始の市長が認める期間9,600円/日 | 同じ | 無し | 10,915　千円 | 436,590　円 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午後5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間につき第15条に規定する勤務時間1時間当たりの給料額の100分の25を支給 | 同じ | 無し | 7,498　千円 | 227,198　円 |